

令和5年4月1日から伐採届制度が変更されます。

1 変更内容

森林法施行規則の改正により、伐採届に以下の書類を添付することが義務付けられました。

添付書類	具体例
森林の位置図・区域図	国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を示したもの。
本人確認書類 (いずれか1つで可)	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・国民年金手帳 等（写しでも可）
他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	<p>【申請前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 <p>【申請中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 <p>【許認可後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、許認可の写し
土地の登記事項証明書等 (いずれか1つで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・土地の賃貸借契約書
森林を伐採する権限を有することを証する書類※1 (いずれか1つで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等
隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類※2 (いずれか1つで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類

※1 届出者が所有者自身の場合には、不要です。

※2 次のいずれかに該当することが確認できる場合は、境界確認に関する書類の添付を省略することができます。

- ・路網の作設や施設の保守のため、線状又は単木的な伐採を行う場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合。

- ・明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在する場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。

- ・誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした場合。また、届出者が国や地方公共団体、独立行政法人の場合。ただし、届出者が過去3年間の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合は添付の省略は認められません。

また、当該書類は伐採区域を明確化するために求めるものであり、土地の権利関係を市が認めるものではありません。

2 変更時期

令和5年4月1日以降に提出される伐採届には、添付書類が義務付けられます。

3 Q&A

Q. 添付書類が無いと届出を受けてもらえない？

A. 添付書類は法令で義務付けられたものですので、必要書類の添付が確認できなければ、届出を受理することはできません。(添付を省略できる場合を除く)

Q. 位置図や区域図の作成が難しい。

A. eかなマップ（神奈川県HP参照）や国土地理院地図、Google マップ等を印刷し、伐採区域を描きこんでもらうことで区域図を作成することができます。

インターネットの利用環境が整っていないなど、上記の方法で作成することができない場合には、森林政策課へご相談ください。

Q. 他の行政庁の許認可とは具体的にどんな内容？

A. 基本的には、立木の伐採について許認可が必要となる場合に、その許認可の申請状況等を記載した書類を提出していただきます。（場合によっては、立木の伐採以外のことに関する許認可も対象となります。）

参考として、伐採に係る法規制の一覧を用意していますので、必要な方は森林政策課へお問い合わせください。（あくまで参考であり、全ての法規制が記載されているわけではありません。伐採にあたっては、必ずご自身で法規制の有無をご確認ください。）

Q. 境界確認とは、どの程度の精度を求めているのか？

A. ここで言う境界確認とは、筆界を確定させるものではなく、伐採する区域について隣接する森林の土地の所有者との合意を図るものです。

そのため、伐採届に境界確認の状況を示した書類を添付しても、法的に境界が確定するわけではなく、市が土地の権利関係を認めるものでもありませんので、ご注意ください。

Q. 境界確認書類を省略できる場合に、「施設の保守のため、線状又は単木的な伐採を行う場合」とあるが、送電線下の支障木伐採はこれに該当するのか？

A. 該当します。ただし、境界の際を伐採する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかでない場合には、添付をお願いする場合がございます。

お問い合わせ先
相模原市役所環境経済局
森林政策課
水源地域森林整備班
TEL：042-780-5270